

「令和7年度横浜市産前産後ヘルパー及び育児支援ヘルパー派遣等業務の受託者募集」に関する質問票

設計書等に関する質問について

受託希望者は、設計書等に関する質問があり、回答を求める場合には、次のとおり取り扱うこととします。

1 質問の方法

この質問票に記入し、期限までにEメールで送付してください。回答予定日までに回答します。

なお、この方法によらない質問には、回答しません。

2 期限

令和7年2月4日(火) 17時まで

3 送付先

横浜市子ども青少年局地域子育て支援課 親子保健担当 遅 (kd-oyakohoken@city.yokohama.lg.jp)

電話 045(671)2455(直通)

4 回答予定日

令和7年2月12日(水) 17:00

5 注意事項

(1) 本件は、令和7年度予算が横浜市会において議決されることが条件となります。

(2) 受託申込み後、当該募集要項等について、不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

No.	資料名	ページ	番号等	質問	回答
1	令和7年度横浜市産前産後ヘルパー派遣等業務委託仕様書	6頁	(1)ア	産前産後ヘルパー人材の要件として、「ア 母子保健に理解と熱意のある者、子育てに関する事業に従事した経験のある者又は保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭若しくは介護保険法に定める「介護福祉士その他政令で定める者」の資格を有する者であること。」といった記載がございますが、こちらは無資格の方でも問題ない、という認識で合っておりますでしょうか。	お見込みの通りです。
2	令和7年度横浜市産前産後ヘルパー派遣等業務委託仕様書	7頁	(10)ア	有資格者について「横浜市産前産後ヘルパー派遣事業有資格者届出書(実施要綱第6号様式)」により届け出ることとありますが、有資格者名簿に記載された人材のみがヘルパー事業を行えるといった認識で合っておりますでしょうか。	No.1で回答している通り、ヘルパーの要件として必ずしも資格があることを求めているため、「横浜市産前産後ヘルパー派遣事業有資格者届出書(実施要綱第6号様式)」で届け出ている方でもヘルパーとして業務を行っていただけます。
3				産前産後支援の受託料改定ありがとうございます。 育児支援についての受託料の変更のご検討はいただけませんでしょうか？ 産後支援ご利用の方よりも居宅内や保護者様の対応などよりシビアです。 スタッフの確保も時給に差をつけておりますが、育児支援は産後支援より苦慮しております。	こちらの質問票は本事業に参画するうえで設計図書に関しての質問を受け付けるものですので、制度に関するご質問には回答しかねます。 ご意見ありがとうございます。
4				キャンセル料金につきまして、当日のキャンセルにつきましては、スタッフの給与保障の必要がございます。 産後支援、育児支援ともに、キャンセル料についても見直しをいただけますと幸いです。現在、事業所が持ち出ししている状況です。 特に、育児支援はご家庭の特性から当日のキャンセルが産後支援より多くなっております。	こちらの質問票は本事業に参画するうえで設計図書に関しての質問を受け付けるものですので、制度に関するご要望には回答しかねます。 ご意見ありがとうございます。
5	横浜市育児支援家庭訪問事業実施要綱	2頁	5条2項	育児支援開始時に、『育児支援家庭訪問計画書』をお送りいただくことがほとんどないのですが、計画書を共有していただけますと、支援の目的が明確になりスタッフも支援がしやすいです。共有を徹底いただけますか。	こちらの質問票は本事業に参画するうえで設計図書に関しての質問を受け付けるものですので、制度の運用に関するご要望には回答しかねます。 ご意見ありがとうございます。

No.	資料名	ページ	番号等	質問	回答
6	産前産後ヘルパー派遣決定通知書			産前利用者の利用期限につきまして、出産日予定日の記載を徹底いただけませんか。 一部の区では予定日を記載いただいております、出産予定日近くのご依頼について、期限切れやキャンセル等注意しやすく助かっています。	こちらの質問票は本事業に参画するうえで設計図書に関する質問を受け付けるものですので、制度の運用に関するご要望には回答しかねます。 ご意見ありがとうございました。
7	産前産後ヘルパー派遣決定通知書			郵便番号の記載をいただけますか。処理が大変しやすく助かります。 また、書式が区によって、若干異なるようです。揃えていただけると大変助かります。 (例、利用者番号に区名が入っていない場合がある。)	こちらの質問票は本事業に参画するうえで設計図書に関する質問を受け付けるものですので、制度の運用に関するご要望には回答しかねます。 ご意見ありがとうございました。
8	産前産後ヘルパー派遣等業務委託仕様書	5頁	12	領収書の交付について、必要となった理由を教えてください。 電子領収書または、利用確認書のコピーや写メを共有する形で良いのでしょうか	領収証の交付については、従前より必要としており、7年度から新たに追加したものではありません。電子領収証でも構いませんが、市民の方から受領した金額や日付が分かるようにしてください。
9	産前産後ヘルパー派遣等業務委託仕様書	6頁	5の(3)	同じ時間に2名派遣した場合には、ヘルパー回数は2回利用とみなして良いのでしょうか	お見込みの通りです。
10	産前産後ヘルパー派遣等業務委託仕様書	6頁	5の(2)	人材の確保は、利用者宅から交通費のかかる地域に住むヘルパーを含めれば確保できる可能性が高まります。物価高騰に伴い交通費も値上がりしていますが、受託料6080円の予算内における交通費の割合を教えてください	委託料6,080円に交通費や事務費を含めていますが、その内訳についてはお答えできません。
11	産前産後ヘルパー実施要綱	第2条	(1)	第一子妊娠中もヘルパーを利用できるようになり、改善ありがとうございます。産前に一回でもヘルパーを利用していると、産後利用のハードルが下がり、産後にヘルパーを利用していると孤独な育児を回避でき、産後うつなどのリスクが減少することが分かってきています。支援金の一部を、ヘルパー利用券などの現物支給とすること等を検討されていますか？	こちらの質問票は本事業に参画するうえで設計図書に関する質問を受け付けるものですので、制度に関するご質問には回答しかねます。 ご意見ありがとうございました。
12	産前産後ヘルパー実施要綱	第2条	(2)	パートナーの育休取得率が上がってきています。利用者からも期間延長を望む声が上がってきています。利用期間を「出産後5ヶ月未満」ではなく、育休が明けてワンオペになった時にも利用できるよう期限の延長は検討していますか？	こちらの質問票は本事業に参画するうえで設計図書に関する質問を受け付けるものですので、制度に関するご質問には回答しかねます。 ご意見ありがとうございました。
13	産前産後ヘルパー実施要綱	第6条		申請の手続きが煩雑で、ヘルパー利用のハードルを高くしてしまっています。オンラインの申請手続きに切り替わる予定はありますか？	市民の方の利便性を考慮しながら、オンラインでの申請手続きについても検討を進めてまいります。
14	産前産後ヘルパー実施要綱	第12条		委託金の増額、ありがとうございます。ただ、交通費、その他諸費用の高騰が続き、人件費の負担も続いていて、それらを賄うにはまだ不十分ですが、	ご質問の意図が不明確なため、回答しかねます。
15	産前産後ヘルパー実施要綱	第15条		ヘルパーの定期健康診断の補助はありますか？無ければ、何か検討はされていますか？	ヘルパーの定期健康診断の補助は現状想定していません。
16	産前産後ヘルパー仕様書	5. 受託の責務	(3)	1回に複数名のヘルパーを派遣するのは、多胎児のご家庭限定でしょうか？基準があれば教えてください。	多胎児がいる家庭に限らず、利用者の希望に応じて、1回に複数名派遣するかを利用者と調整していただければと思います。

No.	資料名	ページ	番号等	質問	回答
17	育児支援ヘルパー要領	第11条		キャンセルの場合、「派遣対象者は～前日の正午までに、福祉保健センター長に対して連絡をしなければならない」とありますが、(下に続く)	
18	育児支援ヘルパー仕様書	3.業務委託内容	(10)	「受託者は、対象者から支援中止の連絡を受けた場合は速やかに福祉保健センターに報告すること」とあります。 ヘルパーが利用者からキャンセルの連絡を直接受けた場合は、もちろん事務局を通して、福祉保健センターに連絡しますが、利用者からの正式なキャンセル連絡ルートは、福祉保健センターか受託者のどちらでしょうか？	現時点では、キャンセルの連絡はまず利用者が区福祉保健センターに連絡し、区福祉保健センターからヘルパー事業者に連絡する流れとなっておりますが、今後、利用者、事業者ともに分かりやすいキャンセル方法となるよう検討させていただきます。